

特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の  
審査方針に関する会合  
(第1回)

令和元年7月4日(木)

原子力規制委員会

特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の審査方針に関する会合

(第1回)

議事録

1. 日時

令和元年7月 4日(木) 10:00～10:40

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山田 知穂 原子力規制部長

山形 浩史 緊急事態対策監

田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)

渡邊 桂一 安全規制調整官

岡本 肇 主任安全審査官

御器谷 俊之 安全審査官

関西電力株式会社

佐藤 拓 原子力事業本部 原子力技術部門 原子力技術部長

吉原 健介 原子力事業本部 原子力安全部門 原子力安全部長

岡本 庄司 原子力事業本部 原子力企画部門 シビアアクシデント対策プロジェクトチーム チーフマネージャー

中野 利彦 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネージャー

九州電力株式会社

笠 浩一郎 原子力発電本部 部長

金子 武臣 原子力発電本部(原子力建設) 副部長

福田 訓大 原子力発電本部 原子力発電グループ 課長

## 四国電力株式会社

渡辺 浩 原子力部 発電管理部長

石井 康隆 原子力部 運営グループ 副リーダー

原池 啓二郎 原子力部 運営グループ 担当

## 東京電力ホールディングス株式会社

村野 兼司 原子力運営管理部長

上村 孝文 原子力設備管理部 原子炉安全技術グループマネージャー

## 東北電力株式会社

小笠原 和徳 原子力部 副部長

葛西 幸太郎 原子力部 原子力運営グループ 担当

### 4. 議題

- (1) 特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の審査方針について
- (2) その他

### 5. 配付資料

資料1 特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における審査の進め方について（第14回原子力規制委員会資料（令和元年6月26日））

### 6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、ただいまから第1回特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の審査方針に関する会合を開催します。

本日の議題は、特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の審査方針についてです。議事に入ります。

本日は、まず、令和元年6月26日の原子力規制委員会です承された方針等について原子力規制庁から説明を行います。その後、事業者から質問等ございましたら、質疑応答したいと思います。

それでは、特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における審査の進め方について説明を始めてください。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

お手元の資料1を御覧ください。特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における審査の進め方についてという紙でございまして、こちらは、令和元年6月26日の原子力規制委員会です承をされたものでございます。簡単に説明をさせていただきますと、まず、1ポツ概要のところでありますけれども、特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設の運用に当たっては、事業者は特重施設の使用開始前に保安規定の変更認可を受ける必要があるということでございます。特重施設が整備をされるということで、新基準に対応する重大事故等対策、いわゆるSA対策に関連する施設整備というのが、全部完了するということになりますけれども、これに関しまして、その前の6月12日の原子力規制委員会におきまして、更田委員長からその保安規定の変更認可の審査に当たって、その特重施設の活用を含むSA対策のあり方、要は、特重施設ができた暁には、SA対策の中でもしっかり活用していくべきだという話、それから、SA対策の手順について保安規定で定めるべき範囲のあり方、これは、すなわち従来の新基準の審査の中では、保安規定の中はかなりSA対策についての詳細な手順というのが書き込まれておりまして、それが、かえって事業者が柔軟に対応すると、シビアアクシデントにおいて柔軟に対応するというのを阻害するのではないかというような問題意識が提起されたところでございます。それについて議論を進めてほしいという発言がありました。これを踏まえまして、今後の審査の方針と進め方について、整理を行ったというのが、この紙になってございます。

それから、2ポツの審査の方針のところですが、全部で4項目上げてございます。まず一つ目が、特重施設の活用を含むSA対策のあり方というところでございます。特重施設は、もともと設置の趣旨と言いますか、設置許可基準規則の中には、大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するために特定重大事故等対処施設を設置するというふうな趣旨が書いてありますけれども、このテロリズムの対処のみならず、その他の要因におけるSA時においても有効に活用されるべきであると。これは、もともと設置許可基準規則の中でも、特定重大事故等対処施設というのは、その重大事故等対処施設、いわゆるシビアアクシデントに対処するための施設の中に含まれておるものでございますので、それは、SA時においても有効には活用されるべきであろうと。なので、テロリズムへの対処以外のシビアアクシデント時においても、特重施設を使用することを前提した上で、保安規定ですとか、あるいは、保安規定に基づいて事業者が整備をする下部規程を整理するように事業者さんに求めていきたいということでございます。

それから、(2)のところでございます。保安規定におけるSA対策の手順、定め方というところ

ころでありますけれども、これは、まずSA対策については、事業者は保安規定においてSA時に取り得るような対応手段着手の判断基準及び優先順位、その他配慮すべき事項を示した上で、それらを含むような手順書を整備し、要員に遵守させるというふうなことになっております。これについては、次のページというか、中に資料を折り込んでおりますけれども、別紙という形で設置許可、保安規定、それからその事業者が定める手順書いわゆる下部規程についての構造を示してございます。保安規定のところについては、中段のところに書いてございますけれども、運用手順を四角で囲ってあるところというのが、添付3という、重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準ということで、そのSA対策、それから、大規模損壊対応についての規定がされているところでありますけれども、この中に、表-1から表-19に示す重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等を含む手順を整備し、要員にこの手順を遵守させるという形になっておりまして、その下に、実際の対応手段等といたしまして、何を使ってどういうことをやるとか、それについては、着手、判断基準というのは、こういう例えば、ポンプが使えなくなった場合とか、そういうようなことが書いてあって、それから、配慮すべき事項の中に優先順位というものが書いてあると。まず準備の時間の短い、この場合、炉心に注入するための手段ということで、すけれども、B格納容器スプレイポンプをまず優先して、次に常設電動注入ポンプを入れてという、そういうような順番というのが書かれていて、これに基づいて事業者が定める手順書という矢印の下のほうのところに、事業者のほうで詳細な手順について整備をしているというところでございます。ここの中には、多様性拡張設備、あるいは自主対策設備と言われる事業者が独自で準備をしているような、この注水手段についても折り込んだ形で手順を整備されているということでございます。

1枚目に戻っていただきますと、しかしながら保安規定の認可段階で、対応手段だけではなくて、それらの優先順位や手順着手の判断基準まで規定するというのは、SA対策において、事業者の柔軟な対応を阻害することにもなりかねないと。また、設置変更許可申請で対応手段の優先順位についても書かれておりますけれども、こちらについては、対策の実現性を示す代表例を記載したものであって、運用段階においては、柔軟な対応を取られるべきであるものというふうに考えております。このため、保安規定では、原則として対応手段等のみを定めるよう事業者に求め、優先順位や、手段着手の判断基準については、保安規定における記載は要しないというふうな方針を整理してございます。

それから、ページめくっていただきまして、2ページ目でございます。また、シビアア

クシデントの進展というのは、審査の中では、いろんなシナリオですとか、こういう状況のときには、こういう対応が取れるというようなことというのは、細かに審査をしているわけではございますけれども、必ずしも、想定したシナリオどおりに推移するとは限らずに、不確実性というのは必ず存在するということでもあります。

それから、また、SA時に手順の整備の段階では、想定していないような設備ですね。もともと発電所にないような設備というのを外部支援によって、事故対応に投入して使用するというのが、事故収束に効果的な場合というのも、これもあり得るところでございます。なので、臨機の対応が、必要な場合には、必ずしもあらかじめその下部規程に定めた手順によることなく、事故収束に必要な措置を講じることができる旨の規定を保安規定の中に定めておくということを求めたいというふうに思っております。

それから、(3)でございますけれども、これは、判断基準の明確化が必要な事項ということで、(2)のところでは保安規定の中から記載を要しないというふうなところは、書いておりますけれども、あらかじめ判断基準を明確にしておくことが重要な事項というのは、保安規定に定めるということもでございます。例えば、こちらに挙げておりますのは、格納容器圧力逃がし装置の使用というところでございます。これについては、また後でお話をしたいと思っております。

それから、(4)ですけれども、特重施設についてのLC0とかAOTの扱いでございます、①は、運転上の制限条件、それから、許容待機除外時間等の設定方針でございます、これは、特重施設についても、やはりそのLC0、AOTの設定ということを求めたいというふうに思っております。それから、②のLC0逸脱時の情報開示のあり方というところでございますけれども、これは、特重施設が、万一機能喪失が生じたときに、その情報を公開すると、プラントの脆弱性というのを公表することになってしまいますので、核物質防護に関する事案の取り扱いなどを参考に、事後に公表をするというようなことを考えております。

3ポツで、今後の進め方としては、今日、このような会合を開かせていただいて、事業者からの意見を聴取した上で、議論をしたいと思っております。その結果を踏まえまして、遅くとも、その特重施設の使用開始前には、保安規定への反映を求めていきたいというふうに考えてございます。

後ろに参考という形で資料をつけておりますけれども、これは、保安規定の記載範囲のイメージについてというところでございまして、先ほど申し上げたような、(1)から(4)と

いうのを具体的に落とし込んだときのイメージというものでございます。この実際の規定の内容については、当然、事業者で保安規定の案をつくっていただいて、それを我々が申請を受け付けて審査を行った上で確定されるというものでございます。めくっていただきますと、詳細には説明いたしませんけれども、先ほどの(1)から(4)で掲げたような事項というのを盛り込んでおりまして、例えば、6ページのところでは、先ほど申し上げた格納容器圧力逃がし装置を使用する場合の判断基準として、再循環ユニットと格納容器圧力逃がし装置、いわゆるベントの使用の優先順位とか、あるいは、圧力が高い場合には迷わずベントを行うとか、そういったようなことというのを盛り込んでいくというようなイメージを示してございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○山中委員　それでは、事業者のほうから何か質問等ございますでしょうか。

○九州電力（金子副部長）　九州電力の金子です。今、資料1の説明があったところでございますが、2の審査方針の(2)ということで、保安規定におけるSA対策の手順の定め方ということで、運用段階においては柔軟な対応を取られるべきであるということで、保安規定における記載が変更されようとしております。先ほど説明にもありましたけれども、それに従って、4ページ3からの参考でイメージが記載されています。これは、今現在のイメージであって、今後、我々が保安規定を申請するときには、このイメージは踏まえませんが、我々として何かこういったものが運用をさらに柔軟にできるということであれば、そういう申請を行うということによろしいでしょうかというのが1点と、もう1点は、この資料には、SAのことが書かれてあって、大規模損壊の特重のことはまだ申請しておりませんので、イメージもないんですけども、この大規模損壊の特重のところにおきましても、このイメージを参考に、申請を行えばよろしいと考えればよろしいでしょうか。

以上2点です。

○渡邊調整官　原子力規制庁の渡邊です。

一つ目については、これは、イエスでありまして、まずは事業者のほうで、各会社のほうでどのような規定ぶりを行うと、より柔軟な対応になって、さらに安全性が向上されるというふうな観点から、もう一度しっかり見ていただいた上で、記載内容について案を出していただきたいというのが1点ございます。

それから二つ目のところですけども、大規模損壊についても、今回は大規模損壊の話は入っていませんけれども、もちろん大規模損壊の対応での特重の活用というのは、これ

も既に期待されているというところでございますし、そこについても同じような観点で内容を記載していただくということかと思っています。ただ、もともと、今の大規模損壊のところの保安規定に関しても、そんなに詳しい手順とか、そういったものというのが、SAと比べて詳細に記載されているというわけではないので、そこについては、その今までの記載ぶりなどを見ながら、案を考えていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○九州電力（金子副部長） 九州電力の金子です。

了解しました。

○山中委員 そのほかいかがですか。

○関西電力（中野安全管理グループマネジャー） 関西電力、中野でございます。

この資料の2ページ目でございます(3)、先ほど御説明をいただきましたけども、判断基準の明確化が必要な事項ということでございますけれども、例として、CVの圧力逃がし装置の使用などというふうなことでお示しいただいております。この中で明確にしておくことは、重要な事項ということで、この重要な事項の意味ですけども、どのようなことを想定されているのか、考え方というのがございましたら、御教授願いたいと思います。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

明確化しておくことが重要な事項として、また一つの例で挙げたのは、先ほど申し上げたような格納容器圧力逃がし装置の使用、いわゆるベントの規定でございます。これについては、PWRに関して言えば、今までのSA対策の中では、このベントというものは入ってきていないというところでありまして、その特重施設が加わることによって、手段が増えるということでもありますので、そこについては、その判断、どちらを優先して使用するかということも含めて、判断基準は明確化しておく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、あと、手段着手の判断基準、細かいSAの対策の表の中には記載をしないということではありますけれども、これらについても、これがないとやはり手順の根本が組めないというか、そういうものがもしあるならば、そこは引き続き保安規定の中にもしっかりと記載をしておくというふうなことかというふうに思っております。

私からは、以上です。

○山形対策監 規制庁の山形ですけれども、ここは、既に技術的能力基準のところでも既

に書いていますけれども、1F事故の経験を踏まえたところで、最も重要なのが、財産保護



の観点よりも、事故収束を優先してくださいというのがございます。そういう観点で、現場の責任者、所長ですかね。原子炉防災管理者が、判断を迷わないように事故と設備を守りたいというところ葛藤しないように、あらかじめ社として決めておいていただきたいということで、SLCと海水注入は明示的に書いています。今回のベントも、これは、比較的外との関係があるのでなかなか所長にプレッシャーがかかるだろうということで、事前に社として決めておいていただきたいということですので、今、ここで最低限書いておいていただきたいというのは、この圧力逃がし装置と海水注入とSLCです。同じような観点で、非常にその場で所長が判断するということに対して、プレッシャーがかかるということは、ほかにあるのであれば、そういうものを事前に書いておくということだと思っています。

○関西電力（中野安全グループマネジャー） 関西電力、中野です。

理解いたしました。ありがとうございます。

○山中委員 そのほかいかがでしょう。

○東京電力（上村原子炉安全技術グループマネージャー） 東電の上村でございます。

今、BWRは、保安規定、基本方針、まさに議論をさせていただいている最中で、かつ、特重側というの、依然、基本方針をまだ継続して議論させていただいている最中ということですので、BWR側の保安規定の基本方針の議論というのは、現状の姿で継続させていただいて、特重側での設計手順というのが見えたきた段階で、こちらをどういうふうに盛り込むかということの後を議論させていただくという方向でよろしいですか。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

その方向でよろしいかと思えます。

○東京電力（上村原子炉安全技術グループマネージャー） ありがとうございます。

○四国電力（渡辺発電管理部長） 四国電力、渡辺です。

先日の規制委員会の中で、制度面について研究されるという表現だったんですけども、そういう御発言がございましたけれども、何らかの規定類、ガイドなどの見直しというのを考えられておられるのか、考えておられるのであれば、それは、なるべく我々としては、早くお示しいただきたいと思っていますので、そのスケジュールについて教えていただきたいと思えます。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

まさに委員会で議論がありましたけれども、その制度面についての手当てについても研究をしたいというところでありまして、これは、最終的にどうするかというのは、その委

員会にお諮りして判断いただくというものでございます。そのスケジュールについては、できるだけ早くということについては、我々も了解をしております。今、具体的にいつまでにとすることは、申し上げられないんですけども、できるだけ早く方向性については、お示ししたいというふうに思っております。

○田口管理官 安全規制管理官、田口です。

この変更は、やっぱり委員会決定の文章だけでは、やはり根拠が薄いと思っておりますので、何らか保安規定の審査基準とか、そういうものを変えることになるだろうと思っております。その前提で、今研究をしていると。研究しているというのは、そういう意味でございます。もちろん最終的な決定は委員会の御判断になりますけれども、我々としては、そういう準備をしているということでございます。改正内容は、基本的にこの紙に書いてあることを、そのままガイドに書くようなイメージだと思っております。

○四国電力（渡辺発電管理部長） 四国電力、渡辺です。

了解しました。

○山中委員 そのほか。

○九州電力（笠部長） 九州電力の笠でございます。

2番の審査方針に関連して御質問させていただきます。特重の保安規定の審査では、内容によっては、やはり非公開で議論をしなければいけない部分があるのではないかとこのように思っておりますが、そのあたりの審査の方針が決まっていれば教えていただけませんか。

○渡辺調整官 原子力規制庁の渡辺です。

従来、その公開をしていた新基準関係のシビアアクシデント対策などに関するところについてを、今回変更する場合には、基本的に公開することになると思っておりますし、特重施設の詳しい話に関するようなところというのは、非公開で審査させていただくということになろうと思っております。

○九州電力（笠部長） 九州電力の笠でございます。

ありがとうございました。

○山中委員 そのほか御質問ございますか。

○関西電力（佐藤原子力技術部長） 関西電力の佐藤でございます。

質問ではないんですけども、御意見を申し上げさせてください。特重施設なんですけども私ども、今、各発電所で5年の経過措置期間内の完成に向けて現在最大限の努力をして

いるところでございますけれども、一旦これらのプラントで特重施設が完成いたしますと、速やかに特重施設を使用するということが原子炉施設の安全性の向上の観点からは、大変大切ではないかというふうにまず思っております。そして、これは、規制委員会様の方針にも合致しているものだというふうに考えてございます。その上でなんですけれども、今般、この26日の規制委員会での決定事項、本日御説明いただいた事項、これ大変私どもとしては、ありがたいというか、そういうふうに思っております。と申しますのは、特重施設は恒設でありますので、即効性が高いと。積極的に活用することで、確実に安全性が向上することができる。そして、また事業者の現場、実は、私、6月の末まで大飯発電所におりまして、所長の補佐をやっておりました。主に、安全それから防災の関係の参謀をやってございまして、たくさんの訓練をやってまいりました、その経験から申しまして、やはりこちらで、今日、お話あったとおりのさまざまなシナリオ、予想外のことに對して、さまざまな品を使いたいというのが現場では切実に思っております、その観点から、このような方針は安全性、信頼性の向上の大変有効だというふうに考えてございます。

それで、手順についてなんですけれども、特重施設の手順というのは、それぞれ個別に当然つくります。その後、この保安規定の中では、このような今般お示しいただいたような形で記載の簡素化と申していいのかわからないですけれども、そうしていることで、大変ありがたいことだと思っております。そして、特重施設の手順、それは、個別に整理して、それをどのような形でまとめていくかということは、また今後保安規定の審査の中で御説明してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私から、以上でございます。

○山中委員 そのほかいかがでしょう。よろしゅうございますか。規制庁のほうから何かございますか。

○田口管理官 安全規制管理官、田口です。

せっかくなので、もう一回会合があつて、そのときにまた回答をいただくということだと思いますけれども、今の佐藤部長の御発言に関連して、そもそも、このコンセプトがおかしいとか、そういうところにすごい違和感があるようだと、また前提も変わってくると思うんですけれども、その辺はほかの社の皆さんも含めてどんな印象でしょうか。もちろん時間がかかるとか、そういう問題が別途ありまして、それは、多分いろんな御意見が出てくると思うんですね。あるいは進め方の手順とか。そもそものコンセプトとしてどうかというところで、ほかの方、御意見もしございましたらお願いします。

○東京電力（上村原子炉安全技術グループマネージャー） 東京電力の上村でございます。

東京電力、SA設備、例えば、非常用電源をまたSAとして用意しようといったときの時間と、あとは、特重側で用意しようという時間というのは、当然ぶら下がる負荷によって特重がやっぱり早いということはあるわけなので、例えば、大破断LOCAが起きましたというときに、SAを先に使わなければならないという縛りを入れるよりかは、臨機応変に、その手前は特重でというような対応ができたほうが、先ほど佐藤部長、関西からあったように、安全性の向上には資するというふうに考えておりますので、この方針については、我々としてもいい方向になるというふうに考えております。

○東北電力（小笠原副部長） 東北電力の小笠原でございます。

私どもも、同じように考えておまして、私も現場の防災訓練等で所長補佐として戦略出しをする役割を担っておりましたけれども、その経験からも、やはり臨機応変に現場での自主的な判断で、いろんな設備を使えると、こういう幅広い保安規定にさせていただいたほうが、より安全性の向上につながるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか御意見ございますか。

○田口管理官 もう1個質問してもよろしいでしょうか。

次のときに、どんな御意見を皆さんが言わなきゃいけないと思ってらっしゃるか。つまり、どんなところが、皆さんから見て、我々に言っておきたいポイント、例えば、スケジュールとか、進め方とか、その辺のところ、今現時点でお考えの気になる点とかがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○関西電力（佐藤原子力技術部長） 関西電力の佐藤でございます。

今、御質問というか、投げかけがございましたように、現在のこの特定重大事故等対処施設は全力で昼夜敢行で仕事をしてございます。私も実は、6月の末まで大飯発電所におりまして、本当に現場が一生懸命やっているところでございまして、完成いたしましたならば、やはり速やかに使いたいと思ってございますので、その時間の感覚というのを私も大変気にしてございまして、そのことは今後いろいろとさまざまな形でお願ひをしたいと思います。それは、私ども当然保安規定の審査の中で、我々も全力で努力して工夫してまいりますので、その点については、どうぞ考慮していただければというふうに思っております。

○山形対策監 規制庁の山形ですけど、1点気になったところがあって、結局これは、どういう手段を用意するのかというのは、我々きっちり見させていただきますけど、使うときは、そのときのそのときの状況に応じてという考え方になるんですけども、それだけに、事業者の判断ですとか、そういうものが適切に行えるのかどうかということにかかってきます。だから、保安規定としては、こういう設備を用意したということを書類をそろえる、設備がある、書類をそろえるというだけでは、運用はできないということですので、実際に、本体審査というか、新基準に適合して、初めて再稼働するというときには、その事前に保安規定に基づく訓練をして、それが、満たされないようであれば、動かさないという約束をされましたけれども、当然、特重施設についても書類だけがそろっただけでは、特に特重のこのような考え方にした場合は、特に、現場の判断能力があるのか、どうかということが重要になってきますので、そういうことができた段階で、初めての運用だと思いますので、そういうことも含めたスケジュール感をつくっていただきたいと思います。

○関西電力（吉原原子力安全部長） 関西電力の吉原です。

特定重大事故等対処施設をSA時にも有効に使うということで、我々としてもそのとき判断して使うわけになりますけども、やはり、そのSAに、従来からあるSA設備に比べて特定重大事故等対処施設を使うほうが、より事故の収束に関して、安全ではあるということがやはり確認できる、自信を持ってそういう手段が使えるということになった場合には、ぜひとも活用していきたいというふうに思っています。

中には、これ判断に迷うような場合というものもあると思っております、そういうものについては、もしかすると、有効性評価と言いますか、そういったものをきっちりとやった上で判断できるような、そういった体制を整えないといけないと思っておりますので、我々としては、それは継続的に手順を改善していくと、まずは、使えるというのが使ってよりよい結果でやれるというふうに判断したものは、積極的に使っていきますけども、判断に迷うようなものについては、継続的に検討を重ねた上で改善していきたいと、そういった手順を整備していきたいと、そのように考えてございます。

○山中委員 そのほか御質問とか、コメントございますか。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

今、関西電力のほうから御発言があったところというのは、すなわち、多分これは、2ポツの（1）のところだと思うんですけども、特重施設をSA対策で活用するというところについては、判断に迷うところもあるので、段階的に整備をしていきたいということ

今考えてらっしゃるということでしょうか。例えば、特重施設が供用を開始したとき、今訓練の話もありましたけれども、その動かしたときには、全部はそろっていないかもしれないけれども、それは運用段階でさらに改善をしていくということですか。とりあえずメニューはそろえておくけれども、さらに改善していくということなのか、それとも、全部は最初ない状態でスタートをして、その後にメニューを追加していくという、どちらのほうのお考えだということでしょうか。

○関西電力（吉原原子力安全部長） 関西電力の吉原です。

全部というのが、それは多分何をもって全部かというのは、非常に難しいところだと思うんですけども、我々として、まずこれは使って特重施設を使ったほうがより安全に収束できるという自信を持てるものを最初は整備するけども、ですから、そういう意味で全部を特重施設が完成するまでに整備するというわけではなく、その後継続的に作り込んでいくと、そういうふうに考えてございます。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

今日はとりあえず、今の御発言があったということについては、承知をいたしましたけれども、ここについては、また次回、この会合を行うときにこういう考え方ですということについては、まとめていただいた上で御意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

○関西電力（佐藤原子力技術部長） 関西電力の佐藤でございます。

本日は、この26日の日の決定事項について御説明を頂戴しまして、私どもとして疑問に思っていたところを御質問させていただきました。これで、私ども理解も大分進みましましたので、また次回機会を頂戴できるということですので、そのときには、また私どもとしての大まかな考え方をまた、御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞ、その機会を頂戴したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○渡邊調整官 原子力規制庁の渡邊です。

承知いたしました。それから、私のほうから、二つあるんですけども、一つは、特にスケジュール感というか、一番最後の今後の進め方のところに、遅くとも特重施設の使用開始前までには、保安規定の反映を求めているふうになっているんですけども、この審査の方針（1）から（4）まで、幾つかパーツがあって、それぞれに若干性格が異なるようなものでもありますので、例えば、なかなか特重開始前までに全部のメニューをそろえ

るというのが難しいということで、仮にあるとするなら、そのどのメニューについて、どういう理由で例えば特重の供用開始までに整備するということが難しいと、今考えていますとか、そういったような形で御意見をいただければというふうに思っております。もしあればですけども。それが1点です。

それから、もう一つは、6月12日の委員会のときにも話がありましたけれども、保安規定の変更認可の申請については、時期に応じてというか、すみません、正確な用語は忘れましたがけれども、申請をしていただきたいというふうなことが委員会の中でも発言がありました。なので、いずれにしても、制度面について検討をするというのはありますけれども、申請については、いつでも出せるというふうなことではありますので、制度上はですよ。なので、そこについては、しっかり準備をしていただいた上で、もし、早い段階で申請ができるのであれば、申請をしていただいたら、我々としても審査できるところから審査をやっていくというふうになろうかと思えます。例えば、特重をいわゆる航空機衝突の対応でそれを活用するような話とか、そういったところについては、既に、ここの中には書いていない話ですけども、それは既に当然申請の中に盛り込まれるような話だと思いますし、今回のこの進め方とは、直接関係をしないようなところもありますので、そこについては、当然審査もできるかと思えますので、申請については、提出時期について御検討いただければと思います。

以上です。

○山中委員 事業者のほうから、何かそのほか質問とかコメントございますか。

○田口管理官 もうちょっと補足してよろしいですか。なので、九電さんが一番期限が近いと思うんですけども、今回のこの制度見直しは、どうなるかとか、あるいは、このやりとりがどうなるかというのとは関係ない部分は、もう先に出していただいたら、我々審査しますので、もともと予定をされていた使用法ですね。航空機衝突のときの使用法、こういったところは、もういつでも出していただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○九州電力（笠部長） 九州電力の笠でございます。

了解いたしました。

○山中委員 そのほかいかがでしょう。よろしゅうございますか。規制庁のほうからよろしいですか。

特定重大事故等対処施設、工事も着々と進んでおりますし、審査も進んでおりますので、

規制委員会の中で、私自身も発言をさせていただいたように、いろんな万が一の事故に備えて対処できる道具がそろってくる。その際に、これは特重しか使ってはいけない、これはSAしか使ってはいけないという制約があるというのは、極めて現場にとっては、事故に対する対処というのがやりにくくなる。むしろその事故の収束を阻害するような働きをするものになってしまう可能性があるということで、委員長の御発言がまずありまして、ぜひともそういう方向で検討をしていったらどうかということで、今日、大方針をまずは事業者の皆さんに提示をさせていただいて、御意見を伺ったところですけども、概ね御了解をいただいたというふうに判断をいたします。

今後、実際に詳細に手順をつくり込んでいくとか、あるいは、本当に運用ができるかどうかというところのスケジュール感ですね。このあたりは、いろいろ御意見あろうかと思っておりますので、次回以降議論をさせていただければと思っておりますし、また、特定重大事故等対処施設に固有の保安規定については、いわゆる既に申請をさせていただいているものでつくっていただくということは可能ですし、申請もできると思っておりますので、それは、別途御申請をいただくということでよろしいのではないかなど、規制庁のほうからもそういう発言がございました。

それでは、そのほか御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本会合で予定していた議題は以上です。本日説明した内容に基づいて、事業者でまた改めて詳細御検討いただいて、事業者から御意見、あるいは、対応方針について、次回以降の会合で改めてまた確認をしたいと思っております。

それでは、第1回特定重大事故等対処施設の設置に係る保安規定の審査方針に関する会合を閉会いたします。